

単品スライド条項の運用について

国土交通省 中部地方整備局

平成20年7月1日

「公共工事標準請負契約約款」第25条(スライド条項) 参考資料

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となった認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。[注] の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができ。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
[注] の部分には、原則として、「14」と記入する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレ
スライド

スライド条項について(契約約款第25条)

参考資料

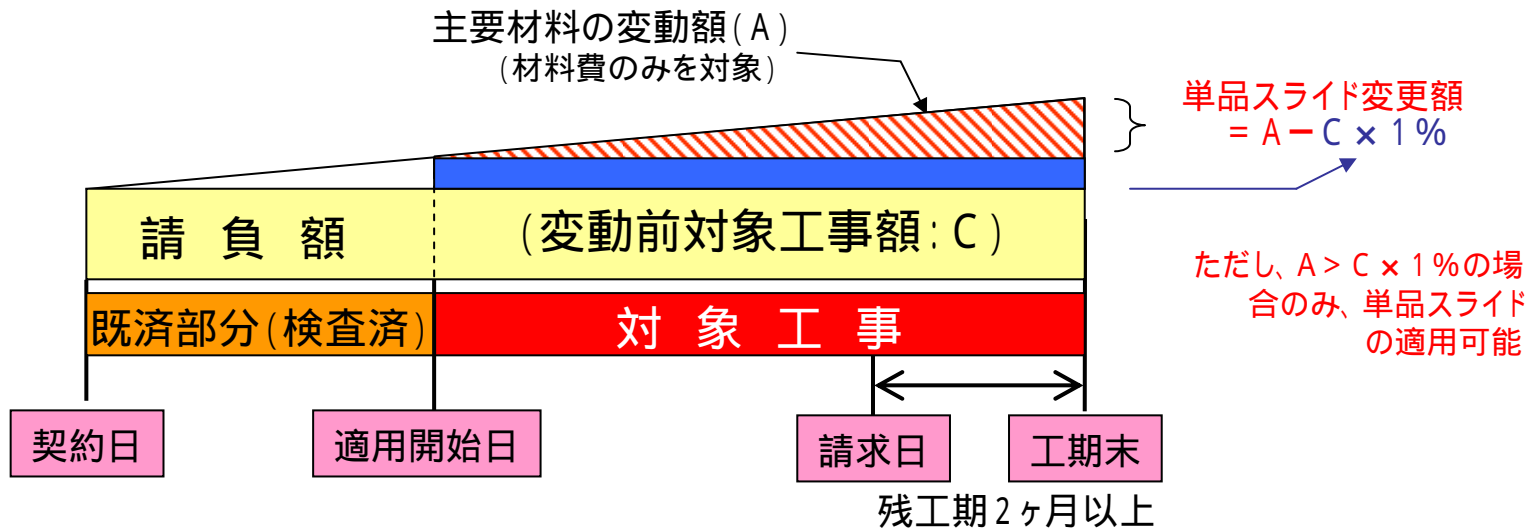
価格変動が...

通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

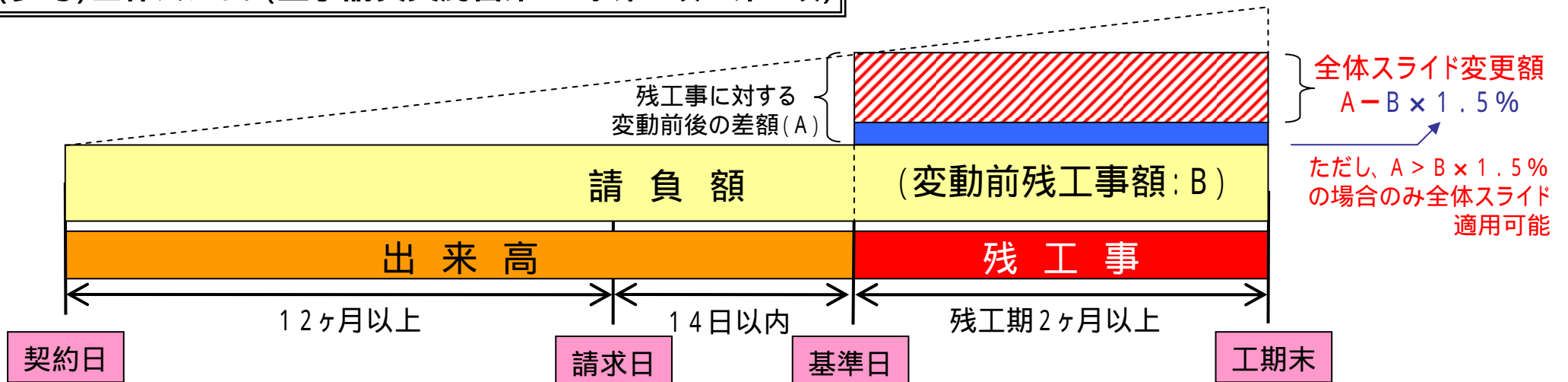
項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事 及び新規契約工事)
条項の趣旨		長期間の工事における通常予見不可 可能な価格の変動に対応する措置	特別な要因により主要な工事材料の著し い価格の変動に対応する措置 (単年度工事など全体スライドの対象となら ない工事にも適用できる補完的措置)
請負額変更 の方法	対象	資材、労務単価等 (価格水準全般の変動)	鋼材類及び燃料油 (特定の資材価格の急騰な変動)
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライドと併用の場合、全体スライ ド適用期間における負担はなし)
これまでの事例		ほぼ経年的にあり (直轄土木工事H18実績7件)	S55に1回 それ以降発動実績なし

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材: 鋼材類、燃料油



(参考)全体スライド(工事請負契約書第25条第1項~第4項)



今回の単品スライドについて

国土交通省直轄工事において、**最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ**、工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことが出来るよう、本条項の当面の運用ルールを定めた。

これは、**昭和55年以来28年ぶりの措置**であり、工事請負契約書に本条項を設けてからは、初めての発動となる。

「単品スライド」とは、工事請負契約書第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置。

条項発動の対象となる工事

6月13日時点で継続中の工事

今後新規発注する工事

【留意事項のポイント】

継続中工事の「既済検査 + 支払い」の扱い

既済検査時に「条項適用条件」が付与されているか否か？

発動期間

当面の間の暫定的措置であり、恒久的措置ではない。

(今後の資材価格の動向を踏まえて、今後の対応を判断)

今回の単品スライドの対象資材

対象資材は、「鋼材類」と「燃料油」

鋼材類： H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等
(ただし、非鉄金属は含まない)

燃料油： 軽油、ガソリン、混合油、重油

対象工事費の1%を超える品目が対象

鋼材類、燃料油について、「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を超えるものが対象

(「品目類ごとの増額分」とは、鋼材類を例にすれば、H型鋼、異形棒鋼……などの合計額)

(ただし、鋼材類と燃料油の増額分の合計額が1%を超えるものを対象とする主旨ではない)

各資材価格の変動による工事価格の上昇への影響が客観的に説明可能なことが必要

個別の資材価格が積算の内訳を構成している要素である場合

上記以外でも、個別の資材価格の変動による工事価格への上昇の影響が

客観的に説明可能な場合 (例:燃料油が積算内訳の構成要素でない資材運搬費など)

「対象工事費」について

「対象工事費」とは、基本的には「最終的な全体工事費」

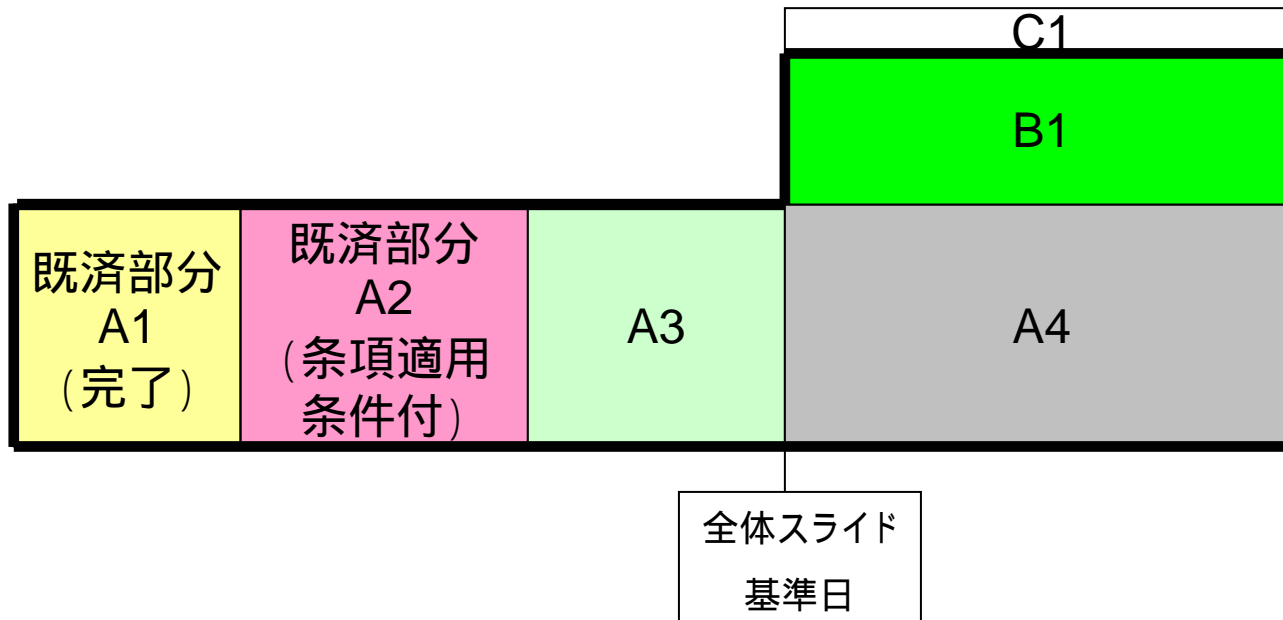
ただし、以下の部分は除かれる。

本条項適用以前に「既済部分検査 + 支払い」が完了している部分

条項適用条件を付すことなく「既済部分検査 + 支払い」が完了している部分

対象工事費の概念

(全体スライドを適用した場合の工事例)



当初契約額: $A1 + A2 + A3 + A4$

全体スライドによる増額分: B1

全体スライドの受注者負担C1
= 残工事費の1.5%

対象工事費は

$A2 + A3 + A4 + B1$

申請・協議の手続きについて

単品スライドの請求は、工期末の2ヶ月前まで

但し、**工期末が平成20年9月30日以前の工事は、工期内であれば7月30日まで請求が可能**

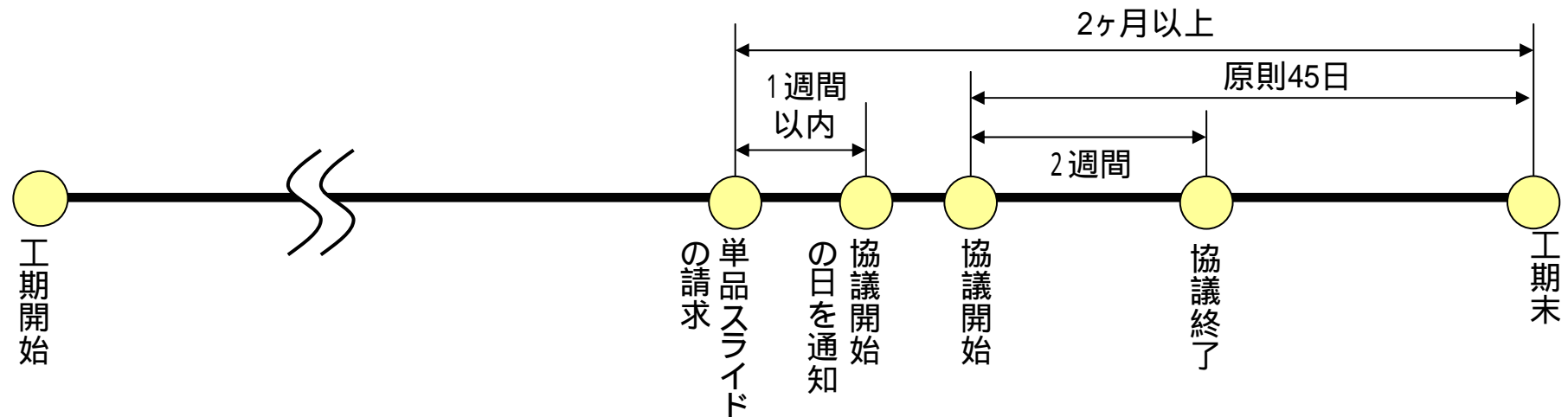
工期が7月30日迄の工事	請求時期は工期末まで
工期が7月31日～9月30日迄の工事	請求時期は7月30日迄
工期が10月1日以降の工事	請求時期は工期末の2ヶ月前まで

部分引き渡しを行う「指定部分」は、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

(工期が平成20年9月30日以前の工期は、上記と同様)

今後既済部分検査・出来高部分払いなどがある場合は、その部分を請負者がスライド変更を対象とする希望がある場合は出来高部分の確認を甲に請求する際、希望する旨を「請負工事既済部分検査請求書」に併せて記載する。

なお、適用を希望した場合は以降の工事全てが単品スライドの対象となる。



スライド額の算定方法

1. スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕 現場に搬入された月の実勢価格

(注) 複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格

(注1) 複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

(注2) 月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

加重平均の計算例

	購入数量	購入単価	購入金額
2月	1,000	100	100,000
3月	1,000	110	110,000
6月	2,000	120	240,000
合計	4,000		450,000
加重平均		112.5 (スライド額の計算で用いる単価)	

2. スライド額の計算で用いる対象数量

設計図書に記載された数量

注1) 一式計上の仮設工等は、発注者の設計数量

注2) 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

注3) 部分引渡しをした工事の部分については、単品スライド条項の適用外

注4) 部分払 の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項の適用外

請負者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

3. 請負者が提出する証明書類

実際に購入した対象材料の下記を証明する書類

価格(数量及び単価)

購入先

搬入・購入の時期

注1) 証明書類を提出しない場合は対象とならない

注2) 燃料油について証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されれば、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認める。

スライド額の算定方法

4. スライド額(S)の算定方法

スライド額は、**対象となった鋼材類又は燃料油に該当する対象資材の単価の変化から変動額を算定し、対象となる工事費の1%を超える額。**

但し、実際に要していない費用まで発注者が追加で支払うことは適切ではないため、それぞれの品目類毎の変動後の金額は、**実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか安い方とする。**

単品スライドは精算的な変更であるため、あくまで設計段階よりも実際の購入価格が大幅に高騰し、請負代金額にまで影響が生じるような場合を想定しているものであり、高騰した実際の購入価格の影響額について、発注者と受注者で分担しようとするもの。しかしながら、発注者はあくまで国民の税金を預かって執行しているという立場からは、実際の購入価格が一般的な価格よりも高い場合までその金額を負担することは適切ではないことから、実勢価格を用いて算出した価格の範囲内である場合に限ることとしたものである。

計算例1

請負代金額		200,000,000		1%相当額	2,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 2,400,000 - 2,000,000 = 400,000					

計算例2

請負代金額		100,000,000		1%相当額	1,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,100,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 1,100,000 + 2,400,000 - 1,000,000 = 2,500,000					

スライド額の算定方法

5. スライド額(S)の算定式

$$\text{スライド額} = \text{鋼材の変動額} + \text{燃料油の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\% \\ (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} \quad (\text{当初の鋼材類又は燃料油の金額}) \\ = \text{設計時点の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times \text{落札率} \times 105 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} \quad (\text{変動後の鋼材類又は燃料油の金額}) \\ = \text{変動後の実勢価格 (消費税込)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\ \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times \text{落札率} \times 105 / 100$$

ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、

実勢価格を使用する場合は落札率がかかる

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ は実際の購入金額とする。

- ・実際の購入金額には落札率はかからない
- ・個別の材料毎ではなく、品目毎の合計値で実勢価格と購入価格の安い方の金額とする。

- p : 設計時点における各対象材料の実勢単価
- p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価(搬入・購入時期毎の数量に応じ、加重平均値。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を受注者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値。)
- D : 各対象材料について算定した対象数量
- P : 対象工事費

単品スライド計算事例(モデルケース)

金額の前提条件

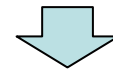
予定価格 2億1000万円(税込み)
契約額 1億8900万円(落札率 90%)
現時点での部分払相当額
9000万円

材料の前提条件

鋼材使用量 100t(部分払相当数除く)
契約時点単価 7万円/t
搬入時点単価 10万円/t(約1.5倍)



単品スライド額の計算



対象工事費

1億8900万円 - 9000万円 = 9900万円

当初の鋼材類金額

7.0万円/t × 100t × 90% × 1.05 = 661.5万円

対象工事費の1%を超えるか

9900万円 × 1% = 99万円 283.5万円

変動後の鋼材類金額

10.0万円/t × 100t × 90% × 1.05 = 945万円

請負者の鋼材類購入金額

9.8万円/t × 100t 採用
= 980万円



1%を超えている

スライド額

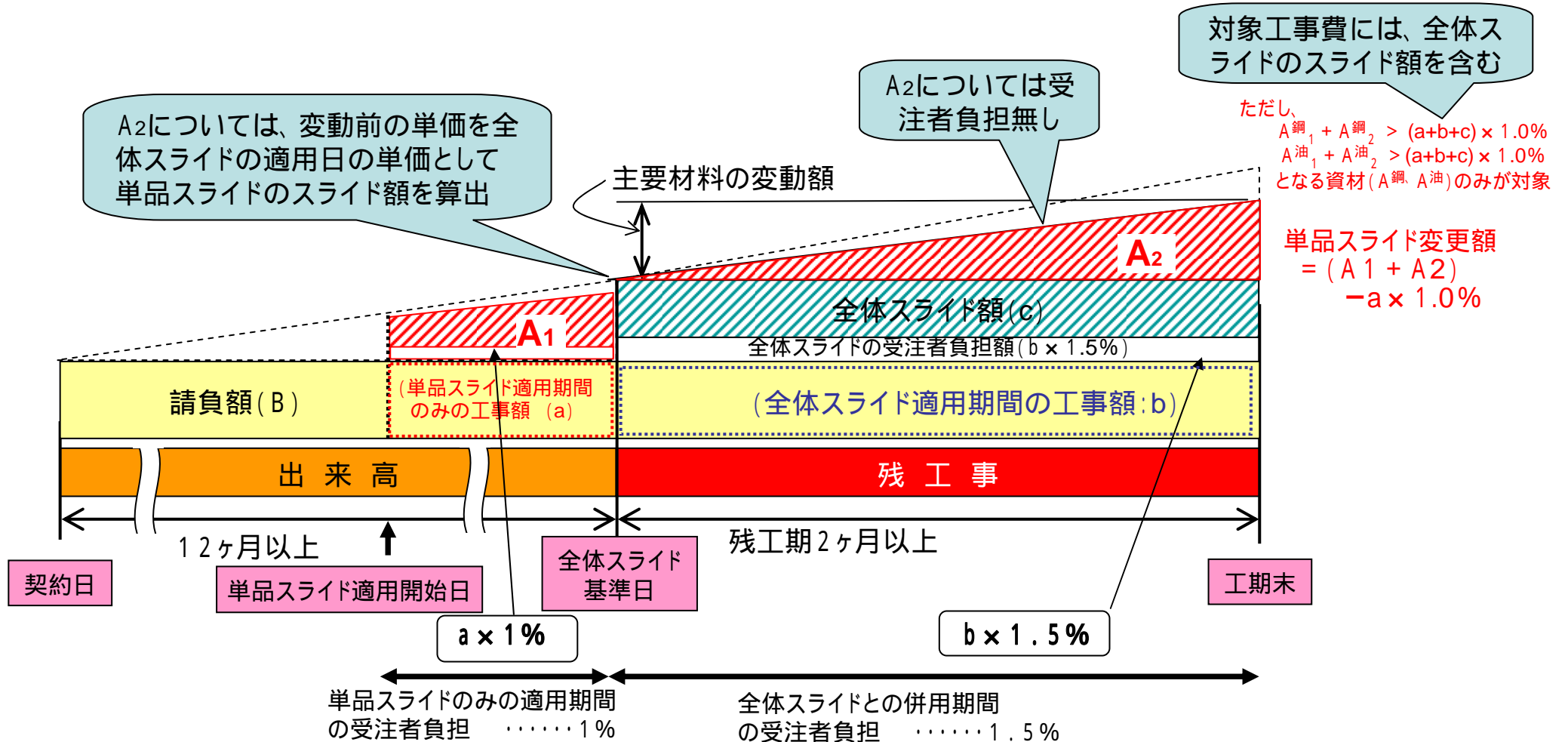
283.5万円 - 99万円 = 184.5万円の増額

鋼材類の変動額

945万円 - 661.5万円 = 283.5万円

全体スライドと単品スライドの併用について

- ・全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間は、
単品スライドの変動前の単価は全体スライドの適用日の単価
単品スライドの受注者負担はなし
- ・単品スライドは、変動額が対象工事費(全体スライドのスライド額を含む)の1%以上変動している場合に発動可能



単品スライドの対象となる可能性について

工事価格	単品スライド の対象と なる1% 相当額	燃料油 平均単価変動率 = 109%					鋼材(異形棒鋼) 平均単価変動率 = 123%		
		価格変動前金額 が下記以上なら 単品スライドの 対象	対象数量 (軽油) 100円/L	10tダンプ 燃料消費量 76L/日	全てが土砂運 搬で置き換えた 場合の目安	直工 (1360円/m3)	価格変動前金額 が下記以上なら 単品スライドの 対象	対象数量 (異形棒鋼) 70000円/t	
百万円	百万円	百万円	L	延べ台数	m3(11km運搬)		百万円	T	
A	B=A*1%	C=B/(-1)	D=C/100	E=D/76	F=E x 33.3m3	G=F x 1360	H=B/(-1)	I=H/70000	
50	0.5	5.5	55,139	726	24,160	32,857,042	2.2	31.7	
100	1	11.0	110,278	1,451	48,319	65,714,083	4.4	63.5	
150	1.5	16.5	165,417	2,177	72,479	98,571,125	6.7	95.2	
200	2	22.1	220,556	2,902	96,638	131,428,167	8.9	127.0	
250	2.5	27.6	275,695	3,628	120,798	164,285,208	11.1	158.7	
300	3	33.1	330,834	4,353	144,958	197,142,250	13.3	190.5	
400	4	44.1	441,112	5,804	193,277	262,856,333	17.8	254.0	
500	5	55.1	551,390	7,255	241,596	328,570,416	22.2	317.5	

本表の見方 例1 工事価格300百万円の工事において、燃料油が33.1百万円以上の価格変動前金額なら変動額1%以上となり単品スライドの対象となりうることを示す。

例2 工事価格100百万円の工事において、鋼材が4.4百万円以上の価格変動前金額なら変動額が1%以上となり単品スライドの対象となりうることを示す。

注1) 平均変動率はH19.12～H20.6迄の平均変動率であり、また目安の率である。

注2) 本表は目安であるので、実際の請求にあたっては再度確認されたい。

注3) 軽油・異形棒鋼の単価についても仮定の単価である。

単品スライドの契約手続

<様式-1>
平成〇〇年〇月〇日

<参考-1>
平成 年 月 日

請負代金額が不適当となったことに関する資料(提出)

請負代金額が不適当となったと考えられるため下記のとおり提出します。

工 事 名

記

品 目	規格	単位	数量			材料単価			金額 (差額)	備 考
			契約	部分払い	対象	契約時	購入時	差額		
記載例										
鋼		t								
鋼		t								
鋼		t								
鋼材計										
油		L								
油		L								
油		L								
燃料油計										
合計										該当品目合計
請負代金額 の1/100						(契約金額) - (部分 払い) × 1/100 =				
スライド額										

請 負 者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成〇年度 〇〇〇〇工事の物価の変動に基づく請負代金額の変更について(請求)

現在履行中の標記工事について、工事請負契約書第25条第5項の規定に基づき、請負代金の変更を請求する。

なお、請負代金額が不適当となったことに関する資料を別紙「参考-1」により提出します。

(注)

1. 対象としたい材料のみ記載すればよい。

請負代金額の変更を請求するにあたっては、工事請負契約書第25条第5項に謳われている「請負代金額が不適当となったこと」を証明することが必須条件のことから当資料の提出が無い場合は、請負代金額の変更を請求出来ない。

※請負代金額の変更を請求するにあたっては、工事請負契約書第25条第5項に謳われている「請負代金額が不適当となったこと」を証明することが必須条件のことから当資料の提出が無い場合は、請負代金額の変更を請求出来ない。

単品スライドの契約手続

<参考-2>
平成 年 月 日

<様式-2>
国部整〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇〇日

請負代金額の変更の対象材料証明書

発注者 殿

請負者
商号又は名称
代表者氏名 殿

請負者
商号又は名称
代表者氏名 印

平成 年 月 日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工事名

記

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇 印
又は
分任支出負担行為担当官〇〇地方整備局
〇〇事務所長 〇〇 〇〇 印

平成〇年度 〇〇〇〇工事の物価の変動に基づく請負代金額の変更について(通知)

平成〇年〇月〇〇日付けで請求のあった標記については、下記のとおり協議日を定めたので、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、通知する。

なお、当該請負代金額の変更については、当該工事に係る主要な工事材料の変動額が請負代金額の1000分の10を超える額について行うものとする。

また、本協議に必要な資料については、「請負代金額の変更の対象材料証明書」にとりまとめの上、遅滞なく監督職員に提出されたい。

記

協議開始日 平成△年△月△△日

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	備考
記載例								
鋼		t				商社	H 年 月	
鋼		t				商社	H 年 月	
								H 年 月 計
鋼		t				商社	H 年 月	
鋼		t				商社	H 年 月	
								H 年 月 計
鋼		t						鋼合計
油		L				石油	H 年 月	
油		L				石油	H 年 月	
								H 年 月 計
油		L						油合計
油		L				石油	H 年 月	
油		L				石油	H 年 月	
								H 年 月 計
油		L						油合計

(注)

1. 購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。

2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。

3. 対象材料の燃料油について、全てを証明する書類の提出が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 注1の証明資料に不備があり、対象材料の確認が出来ない場合は、請負代金額の変更(単品スライド条項の適用)は出来ない。

単品スライドの契約手続

<様式-3>
国部整〇〇第〇〇号
平成△年△月△△日

<様式-4>

工事請負変更契約書(第〇回)

請負者
商号又は名称
代表者氏名 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇 印
又は
分任支出負担行為担当官〇〇地方整備局
〇〇事務所長 〇〇 〇〇 印

平成〇年度 〇〇〇〇工事の物価の変動に基づく請負代金額の変更について(協議)

平成〇年〇月〇〇日付けで請求のあった標記について、工事請負契約書第25条第7項に基づき、下記のとおり協議する。

なお、承諾については別紙工事請負変更契約書2通を作成し、記名押印の上提出されたい。

記

1. 工事名 平成〇年度 〇〇〇〇工事
2. 協議額 ¥〇〇〇, 〇〇〇. - (増額)
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇. -

工事名 〇〇〇〇工事

変更契約事項

1. 請負工事変更増額 ¥〇〇〇, 〇〇〇. -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇. -
2. 契約保証金
3. 工事請負契約書第39条第1項に定める、支払限度額を次のとおり変更する。
平成〇年度 元 ¥△△△, △△△. - 改 ¥□□□, □□□. -
4. 工事請負契約書第39条第2項に定める、出来高予定額を次のとおり変更する。
平成〇年度 元 ¥△△△, △△△. - 改 ¥□□□, □□□. -
5. 解体工事に要する費用等
6. その他 原請負契約書、第△回変更契約書及び第〇回変更契約書条項のとおり

上記変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を原請負契約書、第△回変更契約書及び第〇回変更契約書とともに保有する。

平成 年 月 日

発注者

請負者

*注 上記3.、4. は国債工事の場合に記載

単品スライドの契約手続

様式 - 73

年月日:

支出又は分任支出負担行為担当官(官職氏名)
殿

請負者 (住所)

(氏名)

印

請負工事既済部分検査請求書

工事請負契約書第37条第2項により既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、平成 年 月 日付「物価の変動に基づく請負代金額の変更について」の請求に基づき工事請負契約書第25条第5項の対象とすることを併せて請求します。

記

工 事 名	
工 期	自
	至

(注) 1. 監督職員に提出

国 地 契 第 9 号
国 技 建 第 1 号
国 営 計 第 2 4 号
平成 2 0 年 6 月 1 3 日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部計画課長

工事請負契約書第25条第5項の運用について

工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）記第25条関係に定めるもののほか、当分の間、下記のとおり運用することとしたので、取扱に遺漏のないよう措置されたい。

記

1. 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{鋼} = M_{鋼}^{\text{変更}} - M_{鋼}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{油} = M_{油}^{\text{変更}} - M_{油}^{\text{当初}}$$

$$M_{鋼}^{\text{当初}}, M_{油}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{鋼}^{\text{変更}}, M_{油}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$M_{鋼}^{\text{変更}}, M_{油}^{\text{変更}}$ ：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{鋼}^{\text{当初}}, M_{油}^{\text{当初}}$ ：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p ：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' ：3.の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当

する各材料の単価

D ：4.の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k ：落札率

(2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約書第37条第3項に規定する通知の書面において、6.の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{鋼}^{\text{変更}} - M_{鋼}^{\text{当初}}) + (M_{油}^{\text{変更}} - M_{油}^{\text{当初}}) - P \times 1 / 100$$

$$M_{鋼}^{\text{当初}}, M_{油}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{鋼}^{\text{変更}}, M_{油}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

S ：スライド額

$M_{鋼}^{\text{変更}}, M_{油}^{\text{変更}}$ ：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{鋼}^{\text{当初}}, M_{油}^{\text{当初}}$ ：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p ：設計時点における各対象材料の単価

p' ：3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D ：4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k ：落札率

P ：1.に規定する請負代金額

(2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{鋼}^{\text{変更}}$ 又は $M_{油}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{鋼}^{\text{変更}}$ に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M_{油}^{\text{変更}}$ に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりと

する。

5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4. に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4. に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

燃料油に該当する各対象材料について、5. (3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4. の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3. (1) 口の平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする。

燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。

ロ 各対象材料のうち、5. (3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4. の対象数量とすることとしたものにおいては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1) 及び イに規定する各対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」という。)は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

設計図書(管繕工事にあつては、数量書。以下同じ。)に記載された数量があるときは、当該数量

数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量
その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

(1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価) 購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格(数量及び単価) 購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4. の対象数量とすることができる。

6. 部分払時の取扱

工事請負契約書第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライ

ド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7. 部分引渡し

工事請負契約書第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8. 請負代金額の変更手続

(1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

(2) (1)に規定する請求があったときは、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に乙に通知するものとする。

(3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第25条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、1.(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価(工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、2.(1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価(工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0とする。)」とする。

附 則

1. この通知は、平成20年6月13日から施行し、適用する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年9月30日以前である工事に係る8.(1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年7月30日まで」とする。

はじめに

土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更しなくてはならなくなる場合がある。

設計変更については「土木工事標準請負契約約款」においてその手続は定められているものの、当初の施工条件が明確になっていない・協議による内容の曖昧さなど様々な理由により、設計変更が適切に行われていない事例があるとの指摘もされている。

そのため中部地方整備局においては現場技術力向上の研修や、発注者としての役割を果たすため「工事執行プロセス検討会」にて工事施工段階における資料作成業務等についての改善策・的確ですばやい判断・回答・指示などについても検討を行っている。

今回策定した「設計変更ガイドライン」は、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものである。

「設計変更ガイドライン」については今後においても、関係者と調整し、必要事項については訂正・追加していくものである。

国土交通省 中部地方整備局
企画部 技術管理課

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

平成20年5月

国土交通省
中部地方整備局

工事請負契約における設計変更ガイドライン（概要）

1. 策定の背景

品確法の基本理念に基づき、発注者・請負者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、**設計変更内容について両者が合意し契約を締結することが不可欠である。**

その為、設計変更の円滑化を図るため、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について整理したものである。**

2. 設計変更が不可能なケース

原則として設計変更出来ない場合。

請負者が**独自に判断して施工**

「協議」中であるが、発注者からの**回答前に施工**

「承諾」で**施工**

指示・協議等、**書面によらない場合**

発注者内の関係部局に**未調整の場合**（発注者が実施）

設計変更が不可能とならない為には

発注者 条件明示を徹底

指示・協議は**書面にて関係部局の調整を行ったうえで回答する。**

請負者 工事の着手にあたって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、**監督職員に確認を請求し書面にて回答を得てから施工を行う。**

3. 設計変更が可能なケース

工事請負契約書第18条(条件変更等)に該当

当初の条件が明らかでない場合は、**その条件を明らかにすることによりその条件が実際の工事現場と一致しない場合は設計変更が可能となる。**

第18条第1項の二

条件明示する必要があるにも係わらず地下水位に関する条件明示がない場合など

第18条第1項の三

水替え工の記載はあるが、作業時常時排水などの条件明示がない場合など

第18条第1項の四

設計図書に明示された地下水位と現地条件が一致しない場合など

4. 設計図書変更の実施者

請負者

設計図書の照査を行う（共通仕様書）

照査のための資料作成の範囲……現場地形図・設計図との対比図・取り合い図・施工図

発注者

設計図書の訂正又は変更を行う（契約書）

設計照査の範囲を越える作業は発注者において実施する（下記にその一例を示す）

現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの

現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの

構造物の位置や計画高さ、延長など設計条件が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの

工事一時中止に係るガイドライン (案)

平成20年3月

国土交通省

1

目 次

1. ガイドライン策定の背景
 2. 基本フロー
 3. 発注者の中止指示義務
 4. 工事を中止すべき場合
 5. 中止の通知
 6. 基本計画書の作成
 7. 請負代金額又は工期の変更
 - ・請負代金額の変更
 - ・工期の変更
 8. 増加費用の考え方
 - (1) 本体工事施工中に中止した場合
 - (2) 契約後準備工着手前に中止した場合
 - (3) 準備工期間に中止した場合
 9. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い
 - ・設計書における扱い
 - ・事務処理上の扱い
- 参考資料
- ・工事請負契約書(第20条、16条、18条)
 - ・増加費用の費目と内容
 - ・様式

2

工事一時中止に係るガイドライン（概要）

1. 策定の背景

一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。この様な請負者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、請負者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

2. 発注者の中止指示義務

請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。【関係法令：契約書第20条】

以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

3. 工事を中止すべき場合

請負者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、下記2つが規定されている。

工事用地等の確保ができない等のため請負者が工事を施工できないと認められるとき

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって請負者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため請負者が工事を施工できないと認められるとき

上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

4. 請負代金額又は工期の変更

工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

5. 増加費用の考え方

増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

中部地方整備局HPの掲載場所

企業と自治体 > 建設関係情報 > 建設技術に関するページの最下段

The image shows a sequence of four browser screenshots illustrating the navigation path:

- Screenshot 1:** The main homepage. A red circle highlights the '企業と自治体' (Business and Local Government) link in the left sidebar. A callout box says '企業と自治体をクリック' (Click Business and Local Government).
- Screenshot 2:** The '企業と自治体' sub-page. A red circle highlights the '建設関係情報' (Construction Related Information) link in the right sidebar. A callout box says '建設関係情報をクリック' (Click Construction Related Information).
- Screenshot 3:** The '建設関係情報' page. A red circle highlights the '建設技術に関するページ' (Pages related to construction technology) link in the left sidebar. A callout box says '建設技術に関するページをクリック' (Click the page related to construction technology).
- Screenshot 4:** The bottom of the '建設技術に関するページ'. A red circle highlights the bottom section of the page. A callout box says '表示されたページの最下段' (Bottom of the displayed page).